

注：最低使用水圧設定のある特殊器具を設置する場合の分岐口径は、25 mm以上が望ましい。

4.6.3 メーターの設置基準（条例第29条関係）

- (1) メーターは、1つの給水装置（1戸又は1事業所）に1個のメーターを設置する。
- (2) 2世帯以上が居住できる建築物に設置する場合は、各戸が専用の玄関、台所、便所を備え、独立専用住宅の条件を満たしているときは、各戸にメーターを設置する。
ただし、共通部分のある構造でも、明らかに2世帯以上が居住することができ、独立専用住宅であると管理者が認めたときは各戸にメーターを設置することができる。
- (3) 店舗付住宅に設置する場合は、当該住宅は店舗部分と住居部分を併せて1戸とみなし、1個のメーターを設置することを原則とする。
- (4) 私有計量設備等を設置する場合、メーターの色については青系統以外とし、メーターボックスについては米子市型のマークの刻印がないものとする。

4.6.4 メーターの設置方法

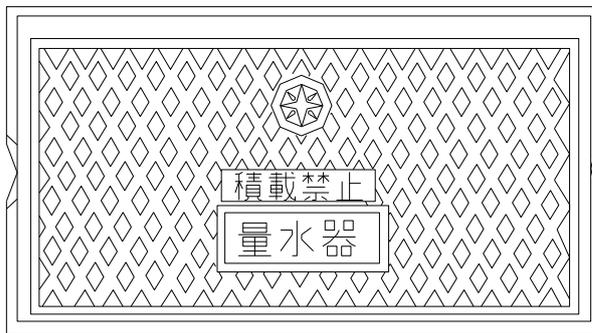
- (1) メーターは凍結の防止、漏水による事故等を考慮し、屋外の地中埋設を原則とする。
- (2) メーターの取付けについては、次のとおりとする。
 - ① メーターは、水平で空気が滞留しない安定した状態で、メーターボックス内に設置すること。
 - ② メーター取付けにおける管内の洗浄は、メーター最大流量以上の通水とし、通常流速 1.5 m/秒程度で行うこと。
 - ③ 口径 50mm 以下には、メーターの流入側に逆止弁付ボール伸縮止水栓を設置し、伸縮量は中間寸法で取付けること。
なお、口径 50 mmの場合は、流出側にゲートバルブを設置すること。
 - ④ 口径 75mm 以上には、メーターの流入側に仕切弁を、流出側に両フランジ付伸縮管・チェック弁・仕切弁の順に設置し、伸縮量の中間寸法で取付けること。
 - ⑤ コーポ等、メーターを並列して設置する場合は、通水後に家屋、栓番、メーター番号を確認し、メーターの指針が回転するのを見届けること。
 - ⑥ 集合住宅等においてボックス一体型メーターユニットを用いて複数のメーターをまとめて設置する場合は一つのメーターにつき一つの逆流防止付伸縮止水栓を設置すること。
- (3) メーターボックスの設置は、次のとおりとする。
 - ① 雨水の侵入を避けるため周囲の地面より高めの位置に設けること。
 - ② 口径 40mm 以上の現場打ちコンクリートボックスの底部は、排水しやすいように排水ポンプ用のため桝、砂利敷、水抜管等を設けるとともに、メーター取替作業を容易にするため、底盤上にレンガ 2 枚を空積みし、メーターを据付けられるように仕上げること。
 - ③ 口径 40mm 以上のメーターを現場打ちのコンクリートボックス内に設置する場合は、壁面に鞘管を取付け、PE管がコンクリートに直接触れないようにすること。

- (4) 横型ウォルトマンメーター（横型軸流羽根車式）及び分流式ベンチュリーメーターを取付ける場合は、メーターの上流側に口径の5倍以上、下流側に口径の3倍以上の整流（直結）距離を設けること。

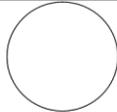
4.6.5 メーターボックスの設置寸法

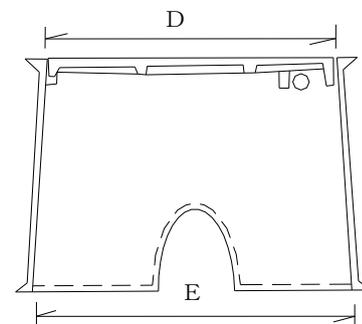
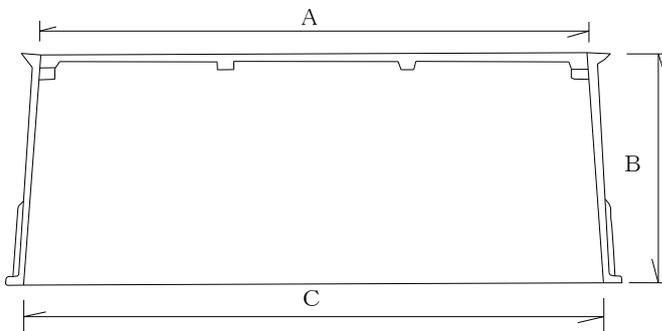
- (1) 口径 40mm 以下のメーターボックスは、次の形式を標準とする。

なお、口径 25mm 以下の蓋裏プレートには、水栓番号・施工年月日・施工業者名を必ず記入すること。



蓋裏プレート

 米子市水道局 0859(32)6111 境港営業所 0859(42)3080		お客様番号	第	号
		施工年月日	年	月
施工業者 (TEL)		(-)		
部屋番号		号室		



メーターボックス各部の寸法 (mm)

口径	A	B	C	D	E
φ13・φ20	340 以上	160 以上	390 以上	205 以上	245 以上
φ25	420 以上	180 以上	460 以上	220 以上	260 以上
φ40	520 以上	200 以上	580 以上	290 以上	350 以上

*集合住宅等において、メーターユニットと、メーターを複数並べるメーターボックス設置は、米子市水道局の承認を受けた製品は認める。

(5) 詳細図

- ① 局部的に説明を加える必要がある場合は、詳細図を添付すること。
- ② 推進工法、軌道下横断等特殊工事の場合は、縮尺 1/100 以上の縦断図、横断図に、新設、既設管及び他の埋設物との関連位置、寸法を明記して添付すること。

(6) 寸法の単位

各図に表示する寸法の単位は、長さについては、メートル(m)、管径及び栓類の口径は、ミリメートル(mm)の呼び径で表すこと。(鋼管は A 呼称寸法を使用し、25^A、50^A等と表す。)

(7) 現場位置図

現場位置図は主な目標及び隣家の名称、住宅地番等を記入すること。
(当年度発行の住宅地図によって作成し、当該敷地の採録頁、横及び縦の位置座標記号を記入すること。)

(8) 図面の作成例

工事施工場所図(図 4-9)平面図(図 4-10)立体図(図 4-11)の作成例を次項に示す。

図 4-9

給水装置工事施工場所図(例)



- 注 : 1 位置図は、上側を北にすることを原則とする。
2 ゼンリン住宅地図等を利用し、目標となる建物及び施設が入るよう配慮すること。
3 「申請場所」「申請地」「→」は、赤で記入し敷地を囲うこと。

